

日時：令和5（2023）年1月13日（金）
場所：栃木県総合文化センター第2会議室

令和4年度 第2回 栃木県景観審議会
会 議 録

1. 開催日 令和5（2023）年1月13日（金）

2. 開催場所 栃木県総合文化センター3階 第2会議室

3. 出席委員 11名
古賀委員、石井委員、室委員、花田委員、阿久津委員、小林委員、青島委員、相馬委員、西村委員、小崎委員、佐藤委員

午後 2 時 開会

1 開会

2 あいさつ 坂井県土整備部長あいさつ

3 議事録署名人選任

・会長の指名により、石井委員及び室委員を議事録署名人に選任

4 議事

○会長 それでは、早速議事に入りたいと思います。

第 1 号議案「矢板市の区域を栃木県景観条例第 31 条第 1 項の規定による区域に指定することについて」事務局から説明をお願いします。

○事務局（都市計画課長） ただいまより説明させていただきます。

第 1 号議案について御説明する前に、景観審議会が審議いたします事項について簡単に御説明させていただきます。お手元の参考資料 1 ページ「栃木県景観審議会について」を御覧願います。

景観審議会は、栃木県景観条例第 29 条に基づき設置されているものでございまして、本県の景観及び屋外広告物に関する重要事項について、知事の諮問に応じた調査審議などを行っていただいております。

資料にありますとおり、景観条例に関する審議事項につきましては主に 4 つ、屋外広告物条例に関する審議事項につきましては主に 5 つとなっております。詳細につきましては、記載のとおりでございます。

本日御審議いただきます第 1 号議案は、景観法に基づく景観計画を矢板市が策定し、独自の景観条例を施行する予定であるため、矢板市の景観計画区域を県の景観条例の適用区域から除外することに関する審議となります。これにつきましては、景観条例に関する審議事項の資料の上から 4 番目の事項に該当するものでございます。

景観審議会が審議いたします事項の説明につきましては、以上となります。

それでは、第 1 号議案「矢板市の区域を栃木県景観条例第 31 条第 1 項の規定による区域に指定することについて」御説明いたします。お手元の「議案書」の 2 ページをお開きください。

本案件は、県と市町の施策の重複を避けるため、「栃木県景観条例第 31 条第 1 項の規定により、「県条例第 3 章第 1 節及び第 2 節」の規定の全部を適用しない区域として、矢板市の景観計画区域を指定するものでございます。言い換えますと、矢板市の景観計画区域を県条例に基づく基準や手続などに関する規定を適用しない区域として指定することについて、審議会の御意見をお伺いするものでございます。

それでは「2 理由」を御覧ください。ここでは県条例の規定を適用しない区域を指定する理由、つまり県条例の適用区域から市の景観計画区域を除外する理由について、3 点お示ししております。

(1)、景観法に基づく景観行政団体として、矢板市全域を景観計画区域とする景観計画を策定し、令和5年4月1日から施行を予定していること。

(2)、景観計画において、矢板市全域の景観形成方針を定めるとともに、重点的に景観形成を図る区域については、市民などの理解を得た上で、今後、景観形成重点区域として景観形成基準を設けることとしていること。

(3)、景観計画において、市全域を対象とした届出制度を規定し、その基準は県の基準と同等以上としていること。以上でございます。

ここで、議案の内容についてもう少し詳しく御説明をさせていただきますので、参考資料の2ページをお開き願います。

「1 議案の内容」のうち、中ほどに栃木県景観条例第31条の全文を記載しております。条例第31条は、ほかの制度との調整に関することについて規定したもので、今回の議案の関係部分にアンダーラインを引いております。

第31条第1項は、「景観法に規定する景観計画区域について、県条例第3章第1節及び第2節の規定の全部又は一部を適用しない区域に指定できる」というものでございまして、その下に、県条例第3章第1節及び第2節の内容を記載しております。ここでの規定は、主に、第1節は「県は、優れた景観を有する地域等を指定し、さらにその地域内に景観形成重点地区を指定して建築行為等の届出を義務付けることができる」というものでございます。第2節は「景観形成に与える影響が大きい大規模行為について届出を義務付ける」というものでございます。

今回の議案は、矢板市が景観法に基づきまして、市の全域を景観計画区域とした景観計画を策定し、県条例第3章第1節及び第2節と同等の規定を同計画に設け、施行を予定しております。このため、矢板市の区域を県条例の第3章第1節及び第2節の規定の全部を適用しない区域として指定し、県条例の適用区域から外そうとするものでございます。

「2 矢板市の景観計画の内容」についてですが、市の全域を景観計画区域として指定し、景観形成基準を設けるとともに、市全域を対象とした建築行為等の届出制度を規定しております。景観形成基準及び届出対象につきましては、県条例の基準と同等以上であり、矢板市における良好な景観づくりを推進する内容となっております。

では、ここで矢板市の景観計画概要について御説明させていただきますので、参考資料の5ページをお開きください。A3版の資料です。

はじめに、序章「計画の概要」の「景観計画策定の背景と目的」につきましては、矢板市は、自然・歴史・文化的な景観を生かし、市民・事業者・行政が協働した「矢板らしい」景観まちづくりを進めることを目的として、景観計画を策定するとしております。

次に、第2章「景観計画区域」につきましては、矢板市全域を景観計画区域とするとしております。

次に、第3章「良好な景観形成に関する方針」につきましては、1の「景観まちづくりの基本的な考え方」として、矢板らしい景観まちづくりを推進していくための将来像を「人々の営みや想いを積み重ね 未来へつなぐ活力ある景観まちづくり」として、その実現に向け、2の「景観形成の基本目標」として4つの目標を掲げております。内容については、記載のとおりです。

また次に、3の「景観構造別の景観形成の方向性」ということで、景観特性や土地利用として、まとまりを形成しているエリアを(1)面的景観、景観の骨格をなす道路や河川などの景観軸を(2)線的景観、地域のシンボルや特徴的な景観資源や場所などについては(3)点的景観として、それぞれ方向性を定めております。

次に、裏面6ページを御覧ください。

第4章「良好な景観形成のための行為の制限」につきましては、建築等の行為の制限事項として表に記載のとおり、周辺の景観に影響が大きいと判断される一定規模を超える建築物や工作物、開発行為を届出対象行為とし、さらに大規模な行為につきましては事前協議制度を設けております。

「建築物の新築、増築、改築若しくは移転等の行為を行う場合」につきましては、高さ10mを超えるもの又は建築面積が500㎡を超えるものを届出対象規模として、さらに、高さが13mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるものを事前協議が必要な大規模行為の規模としております。

「工作物の新設、増設、改築若しくは移転等を行う場合」の届出対象規模は、①から⑬に記載のとおりとなっております。⑭につきましては、太陽光発電施設などが想定されていること等から、「山地・丘陵地景観ゾーン」はその他のゾーンよりも区域面積が狭い行為についても届出対象としております。

「開発行為」につきましては、「山地・丘陵地景観ゾーン」は区域面積が1,000㎡を超えるもの、その他のゾーンは区域面積が3,000㎡を超えるものを届出対象規模としております。

以上のとおり、矢板市において届出対象となる行為につきましては、栃木県景観条例に基づく大規模行為届出制度に比べて、小規模な行為が届出対象として設定されております。特に「山地・丘陵地景観ゾーン」は、その他のゾーンと比べて、より小規模な行為についても届出を義務付けることで、矢板市にある高原山に象徴される矢板の自然豊かな景観を守ろうという、市としての景観まちづくりの方針を表しているものと考えられます。

届出や事前協議の流れにつきましては、資料6ページの中央にある「3 届出等手続きの流れ」のとおりになります。

次に、届出対象の行為ごとに、良好な景観を形成していくため、「4 景観形成基準」について記載のとおり定めております。

続きまして、第5章「良好な景観形成に関する事項」につきましては、「景観重要建造物」や「景観重要樹木」に関する事項、「景観重要公共施設の整備の方針」のほか、「屋外広告物の表示・設置」、

「太陽光発電施設等の再生可能エネルギー施設」の取り扱い方針を定めております。

次に、第6章「景観まちづくりの推進方策」につきましては、「景観まちづくりに関する意識の啓発」、「自発的な景観まちづくりの促進」、「景観に関わる体制や仕組みの構築」など、市民・事業者・行政が協働により推進していくものとしております。個人レベル・地域レベル・市全域や対外的につなげていく協働レベルに分けた取り組みステップのイメージ図にありますように、個別の取り組みが循環しながら、連携し広がっていくような活動を推進していくこととしております。

以上が、矢板市の景観計画の概要となります。

次に、参考資料3ページをお開きください。

こちらは、県の景観条例と矢板市の景観計画の関係を対比させたものでございます。左側に県条例第3章第1節及び第2節の規定を、右側に「矢板市景観計画」の内容を対比して掲載しております。

まず、上半分に示しました第3章第1節ですが、これは「地域における景観形成」に関する事項で、県条例を代替できる規定が市の景観計画で定められております。

また、下半分に示しました第3章第2節ですが、これは「大規模行為に係る景観形成」に係る事項であり、市の景観計画において市全域を対象とした届出制度を規定しております。届出の対象となる行為は、朱書きで示しておりますとおり、県条例と同等以上の基準となっております。

参考資料の2ページにお戻りください。

「3 今後のスケジュール」についてですが、本日の審議会で御審議いただき御異議がない旨の答申をいただいた場合、本案件に係る区域指定を「告示」によって行わせていただきます。矢板市が令和5年4月1日から景観計画の施行を予定しておりますので、同日付を適用日といたしまして、来月2月上旬ごろの告示を予定しております。

審議事項関係の説明は以上でございますが、参考までに、県内の他の市町の取り組み状況について御説明させていただきます。参考資料4ページをお開き願います。

こちらは、本県の市町の景観行政の状況についてお示したものでございます。水色、緑色及び黄色の着色が景観法に基づく「景観行政団体」となっている市町であり、合計で15市町でございます。

このうち、既に景観計画を施行している市町が、水色で着色されている13市町となっております。

今回景観計画の施行を予定している矢板市は、緑色に着色しております。

黄色に着色されております市貝町は、既に景観行政団体となり、現在、景観計画の策定中となっております。

着色されていない10市町は、現時点で景観行政団体にはなっておりませんが、県といたしましては、これらの市町が景観行政団体となり、地域特性に応じた景観計画のもと景観行政を進められるよう、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 会長 御説明ありがとうございました。ただいま事務局から第1号議案についての説明がありました。1点確認ですが、今回の審議会の中では、矢板市の景観計画の中身について議論するわけではなく、景観計画をつくるので県条例の適用区域から外すかどうかということだけを議論すると聞いておりますが、それでよろしいのかということと、その理由について御説明いただければと思います。
- 事務局（都市計画課長） 矢板市の景観計画につきましては、市の景観計画策定委員会での議論、パブリック・コメントによる案の公開と意見募集を経て策定されているものでございます。会長がおっしゃられるとおり、委員の皆様には、矢板市の景観計画の中身の審議ではなく、矢板市の景観計画の区域を県条例の適用区域から外すことが適切かどうかについて御審議いただきますようお願いいたします。
- 会長 わかりました。それでは、委員の皆様から御質問、御意見がございましたらお願いいたします。
- 委員 矢板市の景観計画を策定し始めたのがいつぐらいなのかということと、策定に当たって県はどのように関わっていたかを教えていただければと思います。
- 事務局（都市計画課長） 矢板市がいつから景観計画策定に着手したかということですが、景観計画策定に当たって、矢板市で委員会を令和3年に設置して実際の検討を開始していますので、正式には令和3年からということによろしいかと思えます。
- 県の関わりですが、この景観計画策定委員会の中に県の関係部局が委員として参画しておりまして、助言・意見などを述べさせていただいているという状況でございます。
- 委員 ありがとうございます。
- 会長 ほかに御質問、御意見はございますか。
- 委員 参考程度にお伺いしたいだけで、条例の適用区域から外すこと自体については異存ないのですが、今のお話に関連して、矢板市の景観計画を策定していく中で、特に矢板市独自にここがすごく議論として盛り上がったとか、ここは議論が拮抗したというところがあれば、勉強のためにも伺っておきたいと思ったのですが、いかがでしたでしょうか。
- 事務局（都市計画課長） 1つは、届出の基準をどのあたりにするかということもありますが、県の基準よりも届出の基準を少し厳しくしているところがあります。これにつきましては、矢板市は県の中でも地方都市になるわけで高い建物や大規模な建物があまりない。県の基準は県全域を見渡した基準となっております。それと同等のものにしてしまいますと、矢板市で届出の基準に該当するような建物が非常に少なくなってしまう。ゼロではないと思いますが、ほとんどなくなってしまう。そういったことも勘案して、どのくらいの基準に置くか検討されたということが、一番気を遣ったところと聞いております。
- 委員 勉強不足だったので、25市町それぞれ、こういった景観形成の方針や特徴が違うのだらうと思って、その点から伺いたかったということです。ありがとうございました。

- 会長 追加でもないのですが、私からは、どういう議論が盛り上がったかというのもあるのですが、最終的に矢板市の特色みたいなものは何か打ち出されているのでしょうか。
- 事務局(都市計画課長) まず、先ほど矢板市の景観計画の概要版の中でも御説明したところですが、6ページ左下の表「2 建築等の行為の制限事項」の「⑭再生可能エネルギーに関連する自立型の構造物」や、一番下の「都市計画法で規定する開発行為」の中に「山地・丘陵地景観ゾーン」とあります。矢板市は非常に自然豊かな地域で、自然そのものが景観の重要な資源だという捉え方から、「山地・丘陵地景観ゾーン」についてはより配慮した基準を設ける形になっています。そのあたりに重点を置いた計画となっていると聞いております。
- 会長 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問はございますか。
- 委員 中身に関してというつもりは全くないのですが、「3 届出等手続きの流れ」のところで、適合審査で「必要に応じ景観審議会からの意見聴取」の「必要に応じて」というのは、どういうところを想定されているのか。大規模なものというわけでもないし、どういう場合だと「必要に応じて」と考えられているのかなどこのフローを見ていて思ったので、もしわかれば教えてください。
- 事務局(都市計画課長) 6ページの表の左下にある「届出対象行為一覧」の規模を超えるものについて届出が出されるわけですが、この規模の建物の届出をされてその内容を見たときに、その右側の「4 景観形成基準」と照らし合わせて、この内容に即さないようなものがある場合について、「景観審議会からの意見聴取」ということで審議会の意見を伺う形になります。
- 委員 真ん中の表がチェックリストになっていて、疑問がなければそのままオーケーになって、何か問題があるようだったら審議会で検討するということですね。
- 事務局(都市計画課長) はい。
- 委員 わかりました、ありがとうございます。
- 会長 具体的には、助言・指導をした上で、是正すれば問題ないのでしょうか、従わなかった場合に、勧告をするのか命令をするのか公表するのか、そういうところで審議会が出てくる、そんな理解ですね。
- 事務局(都市計画課長) はい、おっしゃるとおりです。
- 会長 わかりました。ほかに御意見ありますか。お願いします。
- 委員 パブリック・コメントは市の方でやったのですか。
- 事務局(都市計画課長) はい。
- 委員 その中で意見等があったと思いますが、具体的にどういう部分がどう反映されたのかということと、5ページ第3章「2 景観形成の基本目標」のところに「関連するSDGsの目標」と入っていますが、今後、県内の景観をより良くしていくための一つの良い取り組みなのかなと思います。パブコメで前向きな先駆的な取り組み等があったのか確認したいのですが。

○事務局（都市計画課長） まずパブリック・コメントにつきましては、令和4年7月から8月にかけて1カ月間実施しております。このとき意見等はございませんでした。

ただ、その期間中に住民説明会を実施しております。その中で御意見が2件ほど出ました。ただこの内容についても、計画を施行した後の手続等について十分に周知してほしいとか、手続や制度内容の細かなところの確認について御意見があったということで、委員がおっしゃられたような御意見は出なかったという状況でございます。

○委員 わかりました、ありがとうございます。

○会長 ほかに御意見、御質問はございますか。

○委員 審議事項では、その他のことについて発言する機会はあるのですか。

○会長 何か御質問があれば、今言っていていただいて結構です。

○委員 内容に関することとはちょっと違うと思いつつ、期待を込めて確認しておきたい点が1点あります。矢板市の景観計画裏面の第6章「景観まちづくりの推進方策」、ここが、できた後、市民への啓発的な観点から見るととても大事だろうと私は考えています。それは、私が市民参加とか地域自治が専門だということもありますが、矢板市に限らず、県内にそういった事例があるのかどうかということも聞きたかったのですが、6章の3「(2)自発的な景観まちづくりの促進・景観まちづくり活動団体の支援等」とあります。特に矢板市は「山地・丘陵地景観ゾーン」が特徴的だという話がありました。そういうところに、行政だけではなく、地元の住民の方たちが積極的に市民団体を立ち上げて、その景観を保全していくとかつくっていくという機運がどんどん盛り上がっていくといいなと思っているのです。そのように考えますと、計画策定のときに市民団体や民間がどのように参画していたのか、この審議の中で確認させていただきたいと思ったのが1点です。

もう1点は、ほかの市町の事例で、特にこういう景観まちづくりを推進する団体があれば、基礎自治体がそれを認定してあげて、認定団体に景観まちづくりを推進してもらうために、専門家派遣や活動助成金を出してあげたりしている自治体もあるんですね。そういったことに関して何か矢板市の方で議論があったのかどうか聞きたいと思いました。以上2点です。

○事務局（都市計画課長） まず最初に、地域の方がどのような形で計画策定に参画されているかという話ですが、先ほど質問に対する答えの中で御説明した矢板市の景観計画策定委員会には、1号委員から4号委員まで12名の委員がいます。その中の2号委員には地元の関係者の方が参画しています。具体的には、高原山という地域が位置している泉地区の区長会の方、あとは農業委員会の方、さらには観光協会、文化財愛護協会の方等がこちらの委員会に参画して、それぞれの立場で意見・助言等をしているという状況でございます。

矢板市の支援ですが、実際に景観形成に関わる活動をしている地元の団体、主に美化活動などを行っている団体に対して、活動に要した消耗品等の実費相当分の支援を市から行っていると聞いており

ます。今後についても、支援内容については拡充する方向で矢板市としても検討していきたいということで聞いております。

○委員 特に後者は大事だと思っています。県内の景観形成に関する市民団体がこんな取り組みをしていて、それに対して基礎自治体はこんなサポートができるというところを紹介してあげると、県としてもいいのではないかと思います。

○事務局（都市計画課長） はい、ありがとうございます。

もう1点、計画策定とか、もしくは今後計画を策定しようという機運のある市町に対して、県から景観アドバイザーを派遣してさまざまな活動を支援するという体制も県の方で持っていますので、そういったことも各市町にPRして活動につなげている状況でございます。

○委員 大変結構だと思います。計画づくりとか規制の部分だけではなくて、包含的な取り組みの支援がとても大事なかなと思っています。計画をつくるためだけではない部分も機運が県内に上がっていくといいなと思いました。

○会長 ありがとうございます。中身は審議しないという話はしましたが、それだとイエスになってしまうので、せっかく審議会を開いているのであれば、委員の立場から懸念や応援の意見をいただくのはありがたいことだと思います。それも含めて、ほかに御意見、御質問はございますか。どうぞ。

○委員 矢板市の景観計画とはちょっとずれるのですが、太陽光発電のメガソーラーなどについて景観審議会でも今後話し合う計画があるかどうか確認したかったのですが、景観には非常に関わりが深いところだと思いますし、矢板市の景観計画でも幾つか再生可能エネルギーの内容が入っているとは思いますが、県としてもその辺をどのようにしていくかという検討がこれからあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○会長 ありがとうございます。先ほどの矢板市の特徴でも太陽光発電の話題が出ていまして、新しい景観の要素として取り入れていただいているのはとても良いことだと思います。今の御質問は、県もどのような取り組みをしていくべきか、いきたいかという御質問ですね。御回答をお願いします。

○事務局（都市計画課長） まず、太陽光発電施設につきましては、温室効果ガスの排出削減が期待できるということもあり、県といたしましては2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指しており、今後も活用していくべき分野の一つであると捉えております。

ただ一方で、その立地についてはさまざまな配慮が必要な施設であるということも理解しております。その点で県の中のさまざまな部局で対応しているところがございますが、太陽光発電施設につきましては、現状では規模とかデザインや色彩などの改善といった景観の観点からの誘導というよりも、設置そのものを制限するという規制が求められている状況であると認識しております。景観の面からは、あくまでも設置の規制というより、周りとの調和を図りましょうという観点で取り組んでおりますが、県民の皆さんやその地域にお住まいの方は、何とか設置しないでほしいというような御要望が

多いと思っております。そういった点では、景観ではなかなか取り扱いにくい分野なのかなと感じております。

そうした中においても景観には先ほどの届出制度がございまして、矢板市でも位置付けておりますように、あまりにも大規模なものや高いものについては、その地域の人たちが受け入れられるような規模とか形態にしてくださいという配慮を求めて、設計の変更なり規模の縮小なりをしていただく誘導はできるわけですが、そこを越えての立地の制限はなかなか難しい状況です。そういったこととなりますと、各市町の方で、今条例を整備している市町もございまして、そちらで対応している状況でございます。

県につきましては、環境部局で県独自の「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」というものを定めてございまして、こちらで適切な場所に立地を誘導するような取り組みを進めております。この運用によって、景観の保全が必要な地域への設置抑制や、景観に配慮した設置がある程度見込まれるという状況に今なっております。

この指導指針の中に立地を避けるべきエリアが設置されてございまして、実際に景観形成重点地区内での太陽光発電施設の設置は確認されておられませんので、一定の抑止効果はあるのではないかと捉えております。

○会長 よろしいですか。

○委員 はい。

○会長 景観だけではない複合的な問題も含んでいるので、景観だけではないちょっと前の別の条例で全体的に管理していこうという方針だということですね。

○事務局（都市計画課長） はい。

○会長 その場合、そこで運用される規則みたいなものに関して、景観審議会から意見やアドバイスすることはできるのですか。

○事務局（都市計画課長） 実際に本審議会に諮問とかという形で上がってくることはないと思います。意見自体を言うことはできると思いますが、景観審議会に付議する案件は条例で決まっていますので、そういった中での審議事項として取り扱うことはあまり考えられないのですが、審議会としての意見というのはできるのではないかと考えております。

○会長 そうですね、景観に関するいろいろな御意見をお持ちの方が集まっている県の諮問機関ですので、そういうところの意見を聞いて活用していただくというのはいいことだと思うので、ぜひ県の中で御検討いただきたいと思います。他にいかがでしょうか。

では私から1つ。参考資料の最後に、県の中でこの審議会が所管している部分とそうでない自治体の地図がございました。景観法の趣旨からすると、基本的に景観計画を決めていくのは基礎自治体というか、できるだけ地域に近い団体が決めていくべきなので、各地方自治体が景観行政団体になって

いくのが理想的だと思いますが、そこに至らない場合は、県が全体的に支えていくという形になっていると思います。その意味でも、今景観行政団体になっていない市区町村に対しての取り組みとか現状みたいなものがあれば教えていただきたいのですが。

○事務局（都市計画課長） まず、まだ景観行政団体になっていない市町は、参考資料4ページの白抜き市の市町になっています。こちらの市町においては、それぞれの市町の事情があり、景観に対する温度差がございます。県としては、全ての市町に景観行政団体に移行していただいて、景観計画を策定して景観まちづくりを進めていただきたいと考えておりますので、これらの市町を対象にして、景観アドバイザーの派遣や、景観に関する講演会・研修会などを開催することで意識の醸成・啓発を行い、ひいては景観行政団体に移行するような環境づくりを支援している状況でございます。詳しくは補佐からお願いします。

○事務局（都市計画課総括） 確かに、こちらで白くなっている10市町ほどはまだ景観行政団体になっておりません。県としては、先ほど御説明したとおり、全ての市町に移行していただいて景観計画の策定をお願いしたいと考えているところですが、直接お話ししてみると、やはり温度差があります。景観計画を策定したいと思っているけれどもなかなかきっかけがつかめないというところから、中には、うちは必要ありませんというところまであります。

先ほどの講演会や研修会といった取り組みは、興味がないような市町の方にも、景観計画をつくることによるメリット、具体的には、居心地の良い空間になれば人が定住しやすくなりますし、外からの転入も見込める部分もありますというメリットを示しながら、少しずつ興味を持っていただければという目的で行っているところです。

また、なかなかきっかけがないという市町については、例えば研修会の会場になっていただいて、そこに首長（市長・町長）に出席いただくと、非常に機運が盛り上がるという実態もございます。景観行政団体への移行が次々に進んでいるのですが、今現在残っているのはそれなりの理由があって残っている自治体になるので、個別に丁寧に対応して、最終的には全ての自治体が景観計画を策定できるようにしていきたいと考えているところでございます。

○会長 ありがとうございます。答えにくいかもしれませんが、何か見解がございましたらぜひ。

○委員 残り10団体の一つの茂木町なのですが、茂木町は平成10年に景観形成の案までつくりました。ツインリンクもてぎ（今はモビリティリゾートもてぎ）という大型スポーツレジャー施設の関連で条例案までつくりましたが、必要なかったということも含め、そこまで機運が盛り上がらなかったため、策定に至らなかった。

実際に、景観形成では先ほど出た届出制度などがありますが、そういったものは条例や規則、規約、要綱といったもので、個別に開発関係も含めてある程度縛っているものがあります。それを景観という位置付けで全てをくくってしまう方がいいのかということで、茂木町ではまだ策定に至っていない

いというのが現状です。ほかの自治体はどうかわかりませんが、どちらかという県内でも早く 10 年度に案までできて、そのまま策定していないというのが実情です。

先ほど懐かしいなと思ったのは、私もこれを担当しております、6 ページのような田園とかエリアとかゾーンも全部つくって、議会で議決すれば、あとはこちらに届出をお願いすればというところまで行っていました、策定に至っていないというのが現状です。

○会長 ありがとうございます。答えにくい質問ですみません。でも、その御経験が県の行政やこの審議会にきっと活かされると思うので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員 せっかくの機会ですので、もう 1 度、町に戻って検討はしてみたいと思います。ありがとうございます。

○会長 先ほど太陽光のところでも出ましたが、新しいものに関しては景観以外のものも一緒に制限していきますから、景観だけでやるという感じではきっとないのかもしれないですね。従前にある規則で縛っていたものが、景観的に問題があるから付け足しで景観で縛っていくみたいなのが建築だったり建造物だったりだと思うので、うまく景観をコントロールする方法は景観計画だけではないのかもしれないと、今日の御意見を聞いていてちょっと感じたところです。そういうところも含めて、この審議会や各自治体の景観の部署が、景観計画だけでないものにもコミットしていくと、現実的な運用やまちづくりにつながっていくのかなと思いました。

では、ほかに御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問がないようですので、ここで意見をまとめたいと思います。第 1 号議案「矢板市の区域を栃木県景観条例第 31 条第 1 項の規定による区域に指定することについて」は、当審議会としては、県条例第 3 章第 1 節及び第 2 節の規定の全部を適用しない区域として矢板市の区域全部を指定することについて、御提案のとおり、異議がないということで審議会として答申してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。反対の意見はないようですので、当審議会としては、原案どおり答申させていただきます。

では、付議案以外について、何か御質問とか御意見はございますか。

ほかに御質問等がなければ、これで本日予定されていた内容は全て終了いたしましたので、事務局にお返ししたいと思います。

午後 3 時 5 分 閉会